

OANDA 証券店頭商品 CFD 説明書

2022 年 8 月 22 日

商品先物取引業者の名称：OANDA 証券株式会社
本店所在地：東京都千代田区平河町一丁目 3 番 1 3 号

当社が提供する「OANDA Japan FX/CFD」において店頭商品 CFD 取引サービス（以下、「商品 CFD」）で取引を開始されるに当たっては、「OANDA 証券店頭商品 CFD 取引説明書」（以下、「本説明書」といいます。）の内容を十分に読んでご理解ください。

商品 CFD は、取引対象である銘柄の価格の変動により損失が生ずることがあります。また、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。従って、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任においてお取引してください。

目 次

商品 CFD のリスク等重要事項について	4
商品 CFD に係るリスクについて	5
商品 CFD の仕組みについて	9
1. 取引概要	9
2. 取引について	10
3. 証拠金	13
4. 決済に伴う金銭の授受	14
5. 益金に係る税金	14
商品 CFD の手続きについて	15
商品 CFD に関する禁止行為	17
当社の概要及び苦情受付窓口・苦情処理・紛争解決について	20
商品 CFD に関する主要な用語	21

本説明書は、商品先物取引業者が商品先物取引法第 217 条の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引に該当する商品 CFD について説明します。

商品 CFD のリスク等重要事項について

1. 商品 CFD は、取引対象である銘柄の価格の変動により損失が生ずることがあります。また、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きい場合、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。
2. 相場状況の急変により、売付価格と買付価格のスプレッド幅が広がる場合や、意図した取引ができない可能性があります。
3. 取引システム又は当社及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。
4. 口座管理費及び取引手数料は無料です。
5. お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。
6. 商品 CFD は、当社とお客様との間の相対取引です。当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を次の業者と行っています。

OANDA Corporation (オランダ コーポレーション)

(金融商品取引業・商品先物取引業：米国商品先物委員会 (CFTC))

OANDA (Canada) Corporation ULC (オランダ カナダ)

(金融商品取引業・商品先物取引業：カナダ投資業規制機構 (IIROC))

OANDA Australia Pty Ltd (オランダ オーストラリア)

(金融商品取引業・商品先物取引業：オーストラリア証券投資委員会 (ASIC))

カバー取引先は、お客様が行う商品 CFD について、お客様の取引相手方となるものではなく、お客様の証拠金や当該取引から発生し得る損失その他お客様の取引の内容もしくは決済又は清算、あるいは当社のお客様に対する債務について、何ら責任を負うものではありません。

7. お客様から預託を受けた証拠金は、商品先物取引法第 210 条第 2 号及び商品先物取引法施行規則第 98 条の 2 から第 98 条の 3 の規定に従い、株式会社 SBI クリアリング信託を受託者とする金銭信託により、当社の自己の資金とは分離して管理しております（この仕組みを「信託保全」といいます）。信託保全は証拠金その他のお客様の資金を保全する仕組みではありますが、商品 CFD の元本を保証するものではありません。信託会社は、当社から信託された資金の管理のみを行い、当社又は受益者代理人の監督又は選任につき責任を負うものではありません。信託保全された資金の返還手続きについては、受益者代理人が受益者であるお客様に代わってこれを行い、お客様は信託会社に対して資金等の支払いを直接請求することはできません。

8. 当社、カバー取引相手方又はお客様の証拠金の預託先において業務又は財産の状況が悪化した場合、証拠金その他のお客様資金の返還が困難になることで、お客様が損失を被るおそれがあります。
9. 相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

商品 CFD に係るリスクについて

商品 CFD は元本が保証された取引・商品ではありません。取引をされた後に、取引対象である銘柄の価格がお客様にとって不利な方向に変動した場合は、お客様は損失を被ることとなります。さらにレバレッジ効果のため、マーケットの変動如何によっては、取引金額がその取引についてお客様が預託する証拠金の額に比して大きい場合、場合によってはその損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。下記のリスクを熟読し、商品 CFD のリスクに係るリスクについて十分ご理解いただいたうえ、お客様ご自身の判断と責任においてお取引くださいますよう、お願い致します。

なお、下記のリスク等重要事項は、当社の扱う商品 CFD に伴う典型的なリスクを簡潔に説明したものであり、商品 CFD から生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。

◇ 価格変動のリスク

取引商品は各国の経済環境、金利動向、政治情勢、社会情勢の要因をはじめ、その他様々な要因により常に変動しています。相場がお客様の思惑と異なる方向へ動いた場合には、意図しない損失、あるいはお客様が当社に預託された金額以上の損失を被る可能性があります。また、相場の急変時には、ロスカット取引や反対売買による決済の取引が成立しがたい状況が発生し、価格が短時間で大幅に変動することにより、お客様が当社に預託された額を超える損失額が発生する可能性があります。商品 CFD は元本や利益が保証された取引ではありません。

◇ レバレッジ効果によるリスク

商品 CFD にはレバレッジ（てこの作用）効果による高いリスクが伴います。レバレッジ効果を利用することにより、現物取引に比べ、実際の投資した資金に比べて大きな取引が可能であるため大きな利益が期待できる反面、相場がお客様の思惑と異なる方向へ動いた場合には、意図しない損失、あるいはお客様が当社に預託された金額以上の損失を被る可能性があります。

◇ ロスカット（随時の強制決済）のリスク

有効証拠金が必要証拠金の一定割合を下回る状態となった場合、お客様のポジション（以下、「建玉」といいます。）において、有効証拠金が所定の水準に達するまで損失の大きい建玉から順番に強制決済（以下、「ロスカット」といいます。）します。ロスカット取引において、当社は、建玉を成行で反対売買することにより決済するため、ロスカット判定時の価格での約定を保証するものではなく、また、お客様の損失額が限定されることを保証するものではありません。マーケットの状況や決済のタイミング等によっては、約定価格が、計算上ロスカット取引の発注される水準から大きく乖離することがあり、意図しない損失、あるいはお客様が当社に預託された金額以上の損失を被る可能性があります。お客様が預託された証拠金を上回る損失が発生した場合、お客様は速やかに当社への弁済を行わなければなりません。

◇ 損失限定注文（ストップ注文）に伴うリスク

商品 CFD では値幅制限がないことから、お客様の損失を限定させることを意図した注文方法であるストップ注文が、指示した価格から大きく乖離して約定することがあります。その結果、お客様がストップ注文として意図された取引が、必ずしも損失を限定することとなるとは限りません。例えば、レートが一方向にかつ急激に変動した場合、スリッページの発生等により、お客様が指定されたレートよりも不利なレートで約定する可能性があり、意図しない損失、あるいはお客様が当社に預託された金額以上の損失を被ることがあります。

◇ 流動性リスク

主要国での祝日や、マーケットクローズ間際・週初のマーケットオープンにおける取引、あるいは通常の取引時間においても重要な経済指標のやイベント等の影響により市場流動性が極端に低下し、当社によるお客様への価格提示が困難になる場合があります。また天災地変、戦争、政変あるいは各国為替政策・規制の変更といった特殊な状況が発生した場合もお客様の取引が困難または不可能になる場合があります。そのような場合、お客様は建玉を解消（決済）することや、新規買付が困難となる可能性があります。また、ロスカットによる強制決済も執行することができず、意図しない損失、あるいはお客様が当社に預託された金額以上の損失を被ることがあります。

◇ 金利変動のリスク

商品 CFD では、取引銘柄に係る金利相当額を買建玉では支払い、売建玉では受け取りとなりますが、金利の変動により、支払い額の増加あるいは受け取り額の減少が発生する場合があります。また、これに伴い、追加の資金が必要になる、ロスカット値が近くなる、又はロスカット取引が執行されるなどの可能性があります。

◇ 相対取引のリスク

商品 CFD は、お客様の注文に対して当社が相手方となって注文を成立させるものであって、取引所への取次ぎは行いません。従って、当社が提示するレートは、他のメディア情報（テレビやインターネット等）や同業他社とは同一ではなく、他の情報の価格より不利な価格で成立する可能性もあります。なお、当社が提示するレートは売値と買値に差額があります。

◇ カバー取引先のリスク

当社は、お客様の注文が約定した場合に、お客様との取引から生じるリスクの軽減を目的として、OANDA Corporation、OANDA (Canada) Corporation ULC 及び OANDA Australia Pty Ltd（以下「カバー取引先」という）を相手方としてシステムにより即時かつ自動的にカバー取引を行っておりますが、相場の急変等により、同社からのカバーレートが配信されない又は同社の財務状況が悪化するなどの理由から同社とのカバー取引を行うことができなくなる場合があります。その場合、9 ページの「(4) 取引レート」でも説明している通り、当社ではカバー取引先からのレートを受けて、お客様に配

信する取引価格を決定することから、お客様への取引価格の配信ができなくなります。その間は新規取引及び決済取引の約定ができず、すでにポジションをお持ちの場合は、その間の相場変動によっては損失が発生・拡大する可能性があり、当該損失がお客様にお預けいただいた証拠金以上になるおそれもあります。

また、当社は、カバー取引によってお客様との取引により当社に生じるリスクを相殺していますが、上述のような状況により、カバー取引が行えない場合、お客様との取引により生じる当社の損失が拡大し、それにより当社の財務状況が悪化することでお客様へのサービスを提供できなくなり、状況によっては、お客様のポジションが強制決済されてしまうおそれがあります。

(注) カバー取引は、お客様が当社と行う商品 CFD から独立した取引です。従って、カバー取引先は、お客様が行う商品 CFD について、お客様の取引相手方となるものではなく、お客様の証拠金や当該取引から発生し得る損失その他お客様の取引の内容もしくは決済又は清算、あるいは当社のお客様に対する債務について、何ら責任を負うものではありません。また、カバー取引先は、お客様が当社と行う商品 CFD やカバー取引に関するお問い合わせに応じること是一切ありません。

◇ 信用リスク

商品 CFD は、お客様と当社との間で行われる相対取引であるため、当社の信用状況等によりお客様が損失を被る可能性があります。また、カバー取引先の信用状況によっても、当社の財政状態に影響を及ぼし、お客様が損失を被る可能性があります。ただし、お客様が当社に預託された証拠金等の金銭は、当社の自己資産とは分離して管理することにより保全されるよう図られています。

◇ スリッページリスク

お客様の端末と当社のサーバーとの間の通信時間により、お客様の発注時の画面表示価格と実際の約定価格との間に価格差（これを「スリッページ」といいます。）が発生する場合があります。スリッページは、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。特に、重要経済指標発表時や、週末発生した突発事象、重要な国際イベントの開催により翌週の各国商品市場に大きな相場変動があった場合、スリッページが予想外に拡大する場合がありますので、ご注意ください。

◇ 電子システム利用のリスク

- ① インターネット取引システムでのお取引の場合、注文の受付に人手を介さないため、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が約定しない、あるいは意図しない注文が約定する可能性があります。
- ② 当社又はお客様、当社のカバー取引先、当社のシステム委託先、通信回線業者他の第三者が所有するシステム機器や通信機器故障、通信回線の障害、情報配信の障害、あるいは取引システムそのものの障害等により、一時的又は一定期間、お客様のお取引が不可能になる場合や、お取引は出来ても、配信されたレート・情報に関し誤配及び遅配等により、実勢とはかけ離れたレートで約定が成立する可能性があります。その場合には、約定そのものが取消となる場合があるほか、機会利益の喪失等のリスクが発生します。

- ③ 当社より発行された口座番号、パスワード等の重要情報が、窃盗・盗聴等により第三者に漏れた場合、その第三者が悪用することによってお客様に損失が発生する可能性があります。お客様ご本人以外の方に漏れないように十分なご注意ください。

◇ レート配信リスク

当社は、OANDA グループのシステムを集中管理・運用する OANDA Corporation が生成する価格をお客様へ配信しています。OANDA Corporation におきましては、相場の急変等により、直前に配信された価格から一定以上乖離した場合、又はカバー取引が不可能となった場合にお客様への配信を停止し、カバー取引が可能となり、配信レートが実勢レートを反映する状況となった場合にお客様への配信を再開します。

レートの配信を停止し、その後、配信を再開した場合には、再開した時点のレートによっては、再開と同時にロスカットが発生する可能性があります。ロスカット取引において、当社は、建玉を成行で反対売買することにより決済するため、ロスカット判定時の価格での約定を保証するものではなく、また、お客様の損失額が限定されることを保証するものではありません。マーケットの状況や決済のタイミング等によっては、約定価格が、計算上ロスカット取引の発注される水準から大きく乖離することがあり、意図しない損失、あるいはお客様が当社に預託された金額以上の損失を被る可能性があります。

◇ その他のリスク

商品 CFD に係る税制や関連法令等の改訂、又は当社のサービス（証拠金比率、手数料等）の変更等により、新たな資金が必要になる、自動決済（ロスカット）の水準が近くなるなど、お客様が損失を被る、又は不利な条件での取引となる可能性があります。

商品 CFD の仕組みについて

当社による商品 CFD は、商品先物取引法その他の関係法令及び日本商品先物取引協会の規則を遵守して行います。

1. 取引概要

取引手数料	0 円
口座開設費用	0 円
口座維持費用	0 円
取扱銘柄	ブレント原油、WTI 原油、天然ガス、金などの商品 CFD です。詳細は当社ホームページをご参照ください。
取引時間	銘柄ごとに異なります。詳細は当社ホームページをご参照ください。
注文方法	PC 等のインターネット接続端末を介し、インターネット経由で MetaTrader (MT) 4・MT5 より注文します。
最小取引数量	銘柄ごとに異なります。詳細は当社ホームページをご参照ください。

最大取引数量	銘柄ごとに異なります。詳細は当社ホームページをご参照ください。
外貨入出金	受け付けておりません。
商品調達（受渡）	受け付けておりません。
両建て取引	両建て可能です。 * 両建ては、売値と買値の価格差（スプレッド）を二重に負担する必要があるため、経済的合理性を欠く恐れがあります。このため、弊社では両建て取引を推奨しておらず、利用規約への合意を頂いたお客様のみ両建てが可能です。
必要証拠金	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 個人のお客様：約定代金の5%～に相当する日本円（レバレッジ20倍以下） ▪ 法人のお客様：約定代金の5%～に相当する日本円（レバレッジ20倍以下） ▪ 必要証拠金額の計算式：<取引数量×レート÷当該レバレッジ> * 必要証拠金率は、法令諸規則等の改定や市場動向等により、あらかじめお客様へ告知したうえで変更する場合があります。 * 両建て取引における必要証拠金はMAX方式を採用しています。
ロスカット	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 個人、法人のお客様いずれも、証拠金維持率が100%以下となった場合（有効証拠金額が必要証拠金額を下回ることとなった場合）に発動します。 ▪ 証拠金維持率=有効証拠金÷必要証拠金×100 ▪ ロスカットが発動すると損失の大きい建玉から順番に強制決済（ロスカット）されます。このロスカットは証拠金維持率が100%を上回るまで続けられます。 * ロスカットは、建玉を成行で反対売買することにより決済するため、ロスカット判定時の価格での約定を保証するものではなく、また、お客様の損失額が限定されることを保証するものではありません。相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。
マージンコール マージンカット	個人口座、法人口座を問わず、マージンコール、マージンカットはありません。ロスカットのみ適用されます。
注文タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 成行 ▪ 指値 ▪ 逆指値 ▪ トレーリングストップ ▪ If Done ▪ OCO <p>* 全ての注文において、スリッページが発生する場合があります。スリッページは、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。</p> <p>* 注文タイプの詳細は当社ホームページの用語解説をご参照ください。</p>
注文受付時間	取引時間外およびメンテナンス時間を除く24時間365日
注文の有効期限	無制限、指定日
調整額	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 金利相当額 <p>詳細は当社ホームページをご覧ください</p>
資産の保全方法	信託保全

2. 取引について

(1) 取引

お取引可能な銘柄は、当社ホームページ上で「商品 CFD 取扱銘柄」をご参照ください。お取引可能な銘柄は、あらかじめお客様へ告知したうえで変更する場合があります。

(2) 取引単位

取引単位は、最小取引数量および最大取引数量が設定されています。詳細は当社ホームページ上の商品 CFD サービスの「商品 CFD 取扱銘柄」をご参照ください。

(3) 呼び値

取引レートにおける値動きの最小単位で、銘柄ごとに異なります。詳細は当社ホームページ上の店頭商品 CFD サービスの「商品 CFD 取扱銘柄」をご参照ください。

(4) 取引レート

当社が銘柄毎に売付けの価格（オファー価格）と買付けの価格（ビッド価格）を同時に提示し、お客様はオファー価格で買い付け、ビッド価格で売り付けることができます。当社が会員ページにおいて表示している各銘柄の価格は、流動性供給元から受信した配信価格を基に、当社が対お客様向け取引レートとして算出したものです。各銘柄の価格はお客様の取引に係る参考価格として表示されているものであり、相場の変動等により、表示されていた価格と乖離した価格で約定する場合がありますのでご注意ください。

(5) スプレッド

各銘柄のオファー価格とビッド価格には価格差があります（この価格差を「スプレッド」といいます。）。スプレッドは、通常時は安定していますが、重要経済指標発表時や、流動性が低下した時など、マーケットの状況により拡大する場合があります。

(6) 決済

建玉は、反対売買をすることで手仕舞い（決済）できます。外貨による決済損益を円換算する場合は、当社の定める為替レートを適用するものとします。差金決済を行う日は、原則として決済取引を行った営業日とします。

(7) ロールオーバー

お客様が取引営業日中（当該日のニューヨーククローズ時間まで）に反対売買による手仕舞いを行わない場合は、建玉は自動的に翌取引営業日に繰り越されます。これをロールオーバーといいます。

(8) 金利相当額

ポジションを保有した期間に応じて、金利等に相当するファイナンスコストの受渡しが発生します。金・銀に関してはニューヨーク時間 17 時に保有しているポジションに対し、発生します。その他の商品に関しては、保有した秒数に応じたファイナンスコストの受け渡しがニューヨーク時間 17 時に発生いたします。（NY 時間 17 時の前に決済を行ったポジションについては決済時に受け渡しが行われます。）また、金曜日の営業終了時点では、土日分の 2 日分を含む受け渡しが行われます。金利相当額調整方法は、本説明書又は当社ホームページ上の「商品 CFD 取引概要」をご参照ください。

(9) 注文の種類

- ① マーケットオーダー（成行注文）： レートを指定しない注文方法です。

- ・お客様の注文情報が当社のサーバーに到達した順に処理されます。お客様の取引端末と当社のサーバーとの間の通信時間によりスリッページが発生する場合があります。スリッページは、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。

② 指値注文：買売を行いたい価格を指定する注文方法です。

- ・当注文の売りは、指定した注文価格（以上の価格）、買いは、指定価格（以下の価格）が提示価格として配信された場合、当該時点を以って通常の成行注文を受け付けたのと同様に、注文を執行します。このため、相場変動によっては指定したレート通りに約定しない場合もあり（スリッページの発生）、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。
- ・他に成行注文が有る場合には、それらの注文が全て執行された後に処理されます。
- ・当注文の売りは、指値の安いものが高いものに優先し、当注文の買いは、指値の高いものが安いものに優先されます。
- ・同じ指値の注文が出た場合は、時間的に早いものが優先されます。同じ値段をトリガー価格に指定する逆指値等注文がある場合も、時間的に早いものが優先されます。
- ・ロスカット取引が発生した場合は、同取引が優先されます。

③ 逆指値注文：成行注文の執行を行うトリガーとなる価格（トリガー価格）を指定して行う注文方法です。

- ・相場変動によっては指定したレート通りに約定しない場合もあり（スリッページの発生）、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。
- ・受注時における価格に対して、不利な価格をトリガー価格として指定したもののみ有効な注文となります。
- ・同じ値段をトリガーとする逆指値注文が複数ある場合は、注文を受け付けた順番に執行します。
- ・指値注文と逆指値注文が、同一の価格をそれぞれ注文価格とトリガー価格としている場合は、受け付けた順番に執行します。
- ・成行注文に変わる前の当注文に対して、成行注文があれば、それらの注文が優先されます。
- ・ロスカット取引が発生した場合は、同取引が優先されます。

(10) 注文の有効期限

注文の入力時に注文の有効期限（無制限または指定日）を指定いただけます。

(11) 注文の訂正・取消

お客様の注文は、当該注文が約定していない場合には、取消又は注文内容の変更を行うことができます。約定した後の変更・取消はできません。

3. 証拠金

(1) 証拠金の差入れ

商品 CFD の注文をするときは、当社が定める必要証拠金以上の額を、当社の指定金融機関口座に振込により差し入れてください。当社においてお客様の口座への入金処理が完了した時点で、お取引が可

能となります。振込手続きの遅延によるお客様へ損害が発生した場合、当社は一切の責任を負いません。

(2) 必要証拠金

必要証拠金とは、当社がお客様の口座の建玉を維持するために担保として必要とする預り金をいい、約定代金に必要な証拠金率を乗じて算出した金額です。詳細は、本説明書又は当社ホームページ上の「商品 CFD 取引概要」及び「商品 CFD 取扱銘柄」をご参照ください。必要証拠金率は、法令諸規則等の改定や市場動向等により、あらかじめお客様へ告知したうえで変更する場合があります。

(3) ロスカットの取扱い

当社は、リアルタイムでお客様の建玉の値洗いをを行い、有効証拠金が必要証拠金の一定割合を下回る状態となった場合、有効証拠金が所定の水準に達するまで損失の大きい建玉から順番に、お客様の計算においてロスカットします。（ロスカットのリスクについては、上記「商品 CFD に係るリスクについて」の「◇ ロスカット（随時の強制決済）のリスク」をよくお読みください。また、ロスカットに係る諸条件は、本説明書又は当社ホームページ上の「商品 CFD 取引概要」をご確認ください。）

ロスカット取引において、当社は、建玉を成行で反対売買することにより決済するため、ロスカット判定時の価格での約定を保証するものではなく、また、お客様の損失額が限定されることを保証するものではありません。マーケットの状況や決済のタイミング等によっては、約定価格が、計算上ロスカット取引の発注される水準から大きく乖離することがあり、意図しない損失、あるいはお客様が当社に預託された金額以上の損失を被る可能性があります。お客様が預託された証拠金を上回る損失が発生した場合、お客様は速やかに当社への弁済を行わなければなりません。

(4) 評価損益、金利相当額の取扱い

当社が計算する評価損益及び建玉のロールオーバーに伴い発生する金利相当額は、証拠金預託額に加算又は減算されます。外貨による評価損益、金利相当額及び配当相当額を円換算する場合は、当社の定める為替レートを適用するものとします。

(5) 有価証券、商品等による充当

有価証券、商品等による証拠金の代用は受付けておりません。

(6) 証拠金の出金

お客様が預け入れている証拠金は、必要証拠金を差し引いた後の金額の範囲内で、お取引銀行口座へ出金できます。出金の請求は、週 7 日、24 時間（システムメンテナンス時を除く）当社の取引システムで行うことができます。出金の手続きを行った場合、お客様より請求があった日から起算して原則として（日本の銀行の）3 営業日以内に、お客様の届出銀行口座へ返還を行うものとします。

なお、当社が振込手続きを完了しても、送金にかかわる金融機関の都合上、お客様への着金が遅れる場合があります。また、信託先の銀行にて保全されたお客様資産の解約状況によっては証拠金返還に4営業日以上の日数を要する場合がございます。システム障害の発生等、当社が合理的に証拠金の返還を一時的に停止すべきと判断する場合には、この限りではありません。

4. 決済に伴う金銭の授受

決済に伴うお客様と当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金額に拠ります。

《 取引数量×約定価格差+累積金利相当額 》

(注) 約定価格差とは、転売又は買戻しに係る約定価格と当該転売又は買戻しの対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

5. 税金について

個人のお客様が行った商品 CFD で発生した益金（売買による差益、金利相当額及び配当相当額をいいます。以下、同じ。）につきましては、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、原則として確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰り越すことができます。

法人のお客様が行った商品 CFD で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

当社は、お客様の商品 CFD について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該の所轄税務署長に提出します。詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

※ 復興特別所得税は、2013 年から 2037 年まで（25 年間）の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

商品 CFD の手続きについて

お客様が当社と商品 CFD を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

(1) 契約締結前書面等への同意

はじめに、当社から本説明書及び「OANDA 証券店頭商品 CFD 取引約款」が交付（当社ホームページ上に掲載せれる場合も含まれます）されますので、商品 CFD にかかる取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、本説明書及び約款の内容に承諾及び同意ください。

(2) 商品 CFD 口座の設定

商品 CFD の開始に当たっては、あらかじめ当社に取引口座を開設していただきます。当社ホームページ上の口座お申込みフォームに必要事項を入力し、お申込みください。その際ご本人である旨の確認書類、個人番号書類等をご提示していただきます。なお、口座を開設するには、一定の投資経験、知識、資力等が必要です。

(注) お客様の適合性に照らして、口座開設をお断りする場合がありますのであらかじめご了承ください。

(3) 電磁的方法による書面の交付

口座開設に際しては、当社からの書面の交付を電磁的方法により受けることに関する「電磁的方法による書面の交付」に同意してください。

(4) 証拠金の差入れ

お客様が商品 CFD を行うに当たって、当社が定める必要証拠金以上の証拠金を差入れていただきます。当社は、お客様から証拠金を受け入れたときは「証拠金受領書」を交付します。

(5) 注文の指示事項

商品 CFD の注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に指示してください。

- ① 銘柄
- ② 売付取引又は買付取引の別
- ③ 新規取引又は決済取引の別
- ④ 注文数量
- ⑤ 執行条件（成行注文又は指値・逆指値注文）
- ⑥ 価格（指値注文の場合）
- ⑦ 注文の有効期間（指値注文の場合）

(6) 建玉の結了

複数の建玉を保有する場合、結了する銘柄を決済取引の注文時に指定いただきます。同じ銘柄に複数の建玉がある場合、決済される建玉は、原則として先入先出法によります。

(7) 両建て

同一の銘柄の売建玉と買建玉を同時に持つこと（「両建て」といいます。）は、お客様にとって、スプレッド、証拠金を二重に負担すること、支払いの金利相当額・権利相当額と受取りの金利相当額・権利相当額の差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあることをご理解いただき、お取引ください。

(8) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引の内容、建玉及びその他の未決済勘定の現在高、証拠金の入金等をご確認いただくため、「取引報告書」（契約締結時書面）、「取引残高報告書」及び「証拠金受領書」を日次で作成して、お客様に交付します。

(9) 手数料

当社の商品 CFD の取引手数料は原則無料です。従って、取引時にお客様と当社が合意したレートがそのまま約定レートとなります。但し、今後、取引手数料は変更される場合があります。

(10) その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社の取扱責任者に直接ご照会ください。連絡先は 17 ページをご参照ください。

商品 CFD の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは当社にお尋ねください。

商品 CFD 行為に関する禁止行為

商品先物取引業者は、商品先物取引法により、お客様を相手方とした商品 CFD、又はお客様のために商品 CFD の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「商品 CFD 行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- (1) 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げて商品 CFD の申込みの勧誘又はその媒介、取次ぎ若しくは代理の申込みの勧誘をすること
- (2) 商品 CFD 取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために商品 CFD 行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げること
- (3) 商品 CFD の申込みを行わない旨の意思（その申込みの勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含みます。）を表示した顧客に対し、商品 CFD の申込みの勧誘又はその媒介、取次ぎ若しくは代理の申込みの勧誘をすること
- (4) 顧客に対し、迷惑を覚えさせるような仕方で商品 CFD の申込みの勧誘又はその媒介、取次ぎ若しくは代理の申込みの勧誘をすること
- (5) 商品 CFD 取引契約の締結の勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘すること
- (6) 商品 CFD 取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて、商品 CFD 取引契約の締結を勧誘すること（ただし、弊社が継続的取引関係にある顧客（既に弊社と金融商品取引法施行令第 16 条の 4 第 1 項に規定する金融商品取引契約が締結されている顧客）に対し、商品 CFD 取引契約の締結の勧誘をする行為は禁止行為から除外されます。）
- (7) 商品 CFD 取引契約に基づく取引することその他の当該商品 CFD 取引契約に基づく顧客等に対する債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること
- (8) 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引をすること
- (9) 商品 CFD 若しくはその媒介、取次ぎ若しくは代理につき、顧客（特定顧客及び特定当業者を除く）に対し、取引単位を告げないで勧誘すること
- (10) 商品 CFD につき、決済を完了する旨の意思を表示した顧客（特定委託者及び特定当業者を除く。）に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めること
- (11) 商品 CFD 又はこれらに係る勧誘に関して、重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をすること

- (12) 商品 CFD 取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客（特定委託者及び特定当業者を除く。）にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該商品 CFD 取引契約の締結を勧誘すること
- (13) 商品 CFD に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況において、商品 CFD 取引業に係る行為を継続すること
- (14) 電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品 CFD 取引業を継続すること
- (15) 個人顧客を相手方として商品 CFD を行う場合において、当該個人顧客がその計算において行った商品 CFD を決済した場合に当該個人顧客に生ずることとなる損失の額が、当該個人顧客との間であらかじめ約した計算方法により算出される額に達する場合に行うこととする商品 CFD の決済（「ロスカット取引」という。以下同じ。）を行うための十分な管理体制を整備していない状況にあるにもかかわらず、商品 CFD 取引業を継続すること
- (16) 個人顧客を相手方として商品 CFD を行う場合において、当該商品 CFD について、ロスカット取引を行っていないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品 CFD 取引業を継続すること
- (17) 個人顧客を相手方として商品 CFD を行う場合において、当該個人顧客から預託を受けた取引証拠金等の額に当該商品 CFD を決済した場合に生ずることとなる利益の額を加え、又は当該商品 CFD を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額（「実預託額」という。以下同じ。）が約定時必要預託額に不足するにもかかわらず、直ちに当該個人顧客にその不足額を弊社に預託させることなく、当該商品 CFD を行うこと
- (18) 個人顧客を相手方として商品 CFD を行う場合において、その営業日ごとの一定の時刻における当該商品 CFD に係る取引証拠金等の実預託額が維持必要預託額に不足するにもかかわらず、速やかに当該個人顧客にその不足額を預託させることなく、当該商品 CFD を行うこと
- (19) 個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために商品 CFD を業として行う場合において、当該個人顧客（特定委託者を除く。以下この号において同じ。）に対し、当該個人顧客が行う商品 CFD の売付け又は買付けその他これに準ずる取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- (20) 個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために商品 CFD を業として行う場合において、売付けの価格（価格に相当する事項を含む。）及び買付けの価格（価格に相当する事項を含む。）の双方がある場合に、これらの価格を同時に提示しないこと
- (21) 個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために商品 CFD を業として行う場合において、顧客の取引時に表示した価格又は価格に相当する事項を、当該価格又は価格に相当する事項を要求した当該顧客に提示しないこと
- (22) 商品 CFD について顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合にその全部又は一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

- (23) 商品 CFD について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- (24) 商品 CFD について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- (25) 商品 CFD 行為について、顧客の知識、経験、財産の状況及び商品 CFD 取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行うことにより、顧客の保護に欠けることとなる、又は欠けることとなるおそれがある行為
- (26) 商品 CFD 取引契約を締結しようとする場合に、あらかじめ、顧客に対し、本説明書を交付した上で、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該商品 CFD 取引契約を締結しようとする目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法および程度による説明をしないこと。

当社の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について

(1) 当社の概要

当社の概要は次のとおりです。

商号 : OANDA 証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商） 第 2137 号
商品先物取引業者

本店所在地 : 東京都千代田区平河町平河町一丁目 3 番 13 号（〒102-0093）

電話番号 : 0120-923-213

設立年月日 : 平成 16 年 11 月 8 日

資本金 : 350,000,000 円

加入する協会 : 日本商品先物取引協会
日本証券業協会
日本投資者保護基金
一般社団法人金融先物取引業協会

(2) 苦情受付窓口

当社は、お客様からの苦情を次の窓口で受け付けております。

受付時間 : 月曜日～金曜日（祝日を除く） 8 : 00-20 : 00

窓口 : カスタマーサービスセンター

受付方法 : 電話（0120-923-213）・e-mail (support@oanda.jp)
郵送（上記（1）記載住所）

(3) 苦情処理・紛争解決

苦情処理・紛争解決について、当社及びお客様がご利用できる指定紛争解決機関は次の通りです。

日本商品先物取引協会 相談センター

受付時間 : 月曜日～金曜日（祝日を除く） 9 : 00～17 : 00

電話番号 : 03-3664-6243

URL : https://www.nisshokyo.or.jp/investor/s_center.html

東京事務所 : 103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 1 丁目 10 番 7 号

商品 CFD に関する主要な用語

- ・受渡決済（うけわたしけっさい）
商品 CFD の場合は、売り付けた又は買い付けた銘柄を反対売買することにより決済する方法をいいます。
- ・売建玉（うりたてぎょく）
売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。
- ・オファー
商品先物取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はその価格で買い付けることができます。
- ・買建玉（かいたてぎょく）
買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。
- ・買戻し（かいもどし）
売建玉を手仕舞う（売建玉を減じる）ために行う買付取引をいいます。
- ・カバー取引（カバーとりひき）
商品先物取引業者がお客様を相手方として行う商品 CFD の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該商品 CFD と取引対象銘柄、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の商品先物取引業者その他の者を相手方として行う商品 CFD をいいます。
- ・商品先物取引業者（しょうひんさきものとりひきぎょうしゃ）
商品 CFD を含む商品先物取引を取り扱う業務について、商品先物取引法による登録を受けた者をいいます。
- ・裁判外紛争解決制度
訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。
- ・差金決済（さきんけっさい）
先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。
- ・指値注文（さしねちゅうもん）
価格の限度（売りであれば最低価格、買いであれば最高価格）を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ価格を定めないで行う注文を成行注文といいます。
- ・証拠金（しょうこきん）
先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。証拠金には、取引成立の際に差し入れる当初証拠金と建玉について割り込むことができない維持証拠金の区分があることがあります。
- ・金利相当額
商品 CFD において、日をまたいで建玉を持ち越すことによって発生するコスト。買建玉を保有している場合は支払いが、売建玉を保有している場合は受取りが発生します。
- ・スリッページ
お客様の注文時に表示されている価格又はお客様が注文時に指定した価格と約定価格とに相違があることをいいます。
- ・デリバティブ取引（デリバティブとりひき）

その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。

- 商品 CFD（しょうひんしーえふでいとりひき）
商品を売買する商品取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引のひとつです。
- 店頭デリバティブ取引（てんとうデリバティブとりひき）
商品 CFD のように、商品先物取引所が開設する取引所商品先物市場及び外国商品先物市場によらずに行われる鉱物・農産物等の商品の先物取引をいいます。
- 転売（てんばい）
買建玉を手仕舞う（買建玉を減じる）ために行う売付取引をいいます。
- 値洗い（ねあらい）
建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いといいます。
- 媒介取引（ばいかいとりひき）
商品先物取引業者がお客様の注文を他の商品先物取引業者に当該お客様の名前でつなぐ取引をいいます。
- ビッド
商品先物取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすること、あるいはその価格をいいます。お客様はその価格で売り付けることができます。
- ヘッジ取引（ヘッジとりひき）
現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを取引所商品先物市場や店頭市場で設定する取引をいいます。
- 両建て（りょうだて）
同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。
- ロスカット
お客様の損失が所定の水準に達した場合、商品先物取引業者が、リスク管理のため、お客様の建玉を強制的に決済することをいいます。
- ロールオーバー
商品 CFD において、同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌営業日に繰り越すことをいいます。